

令和元年第18回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和元年10月6日午後4時30分

場所

高砂市役所西庁舎4階会議室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、神尾委員、布施委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室長、赤松学校教育室長、横山学校教育室学校教育課長  
北野教育推進室教育総務課長

本日の会議に付した事件

報告事項

- 1 X中学校における不祥事の事案について

議 事 報告事項 1 X中学校における不祥事の事案について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 委員 9月19日に問題が起こって、教育委員会が20日に確認したのですか。校長の聞き取りと教育長から校長に監督責任を指導したのはいつですか。
- 事務局 校長からの報告は19日の朝8時過ぎにありました。当該教諭が出張中であつたため、詳細について夜に聞き取りを行っております。詳細を聞き取りまとめるように校長に指示し、20日に報告がありました。教育長に報告後、播磨東教育事務所に一報を入れたという流れです。
- 委員 整備用の原付は、普段から鍵をつけたままで置いていたのですか。生徒がいつでも乗れるような形では、管理の体制が問題だったと思います。また、先生はどのように叩いたのですか。
- 事務局 鍵は、別の倉庫で管理していたのですが、生徒がそれを持ち出し運転をしました。右手のひらで生徒の頭前方を叩きました。
- 委員 体罰の捉え方の問題だとは思いますが、叩いたら当然駄目だと思いますが、諭し方とかいうものに関して、ラインというのはきちんと示されていますか。生徒の体に触れたとき、どこまでだったら体罰にならないとかマニュアル的なものはありますか。
- 事務局 兵庫県教育委員会から「No!体罰」という冊子が出ておりまして、「先生、たたかんでもわかるのに！」という副題があるように、体罰は許されません。懲戒権はあるけれども、子供の体に、精神的に危害を加えるというのは許されないことだということは示されています。
- 委員 女子生徒に対して男の先生が体を触って諭すようなことはセクハラになるようなことがあります。体に対して触れないということが全てになります。
- 事務局 触れる、触れないというところまでは書いていないのですが、子供を制御するために体に触れるということは、その中にも体罰には当たらないということは示されております。長時間にわたって正座させることは体罰に当たるとということが書いてあります。
- 委員 有形力という言葉を使います。例えば教師に向かってきたときに、それを取り押さえる、自分が防御するときもあり、そのときに一切手を出せませんではあまりにも厳しいので、それを押さえるために力を加える、押さえつける。これは裁判でも認められていることです。ですから、手を体に触れるとか触れないとかいう、そういう基準は多分ないと思います。そこは、ケース・バイ・ケースで変わってしまうという感じだと思います。
- 委員 市の部活動指導指針で体罰は、懲戒行為を受けた児童・生徒、保護者、それから教員等の「主観のみにより」と書いてあります。感じたか、感じなかったか

ということになってくるので、線引きが難しいと思います。先生に向かってきたとか、話を聞かずに帰ろうとしたとかではなくて、相手がしっかり聞いていた状態で、話が終わって最後に叩く必要はあるのかということを考えて、明らかにおかしい行為だと思います。

○委員 先生が子供を叩く、なぜそういう行為が出るのかと考えると、自分の子供に対しても、そういう習慣がついていて、長年の癖としてついてしまっているのではと思います。これが教育で許されるものとして、この人の中には染み付いているのだと思います。

○委員 無意識、意識を持ってというよりも、ごく自然に叩いていて、そのことに「あっ、まずいことをやった」と思ったから、管理職の方に「叩いてしまったのですけど」となったのだろうと想像してしまいます。

○委員 ちょっと観点が違いますが、この新聞記事がどうしてこうなるのかなど。教育委員会は1回ずつ「はたく行為」、A紙は「平手で頭をたたいた」、B紙は「暴行した」。掲載は各新聞社の自由なのですが、単車に乗っていたというのは、自分や近くにいる野球部の子供も巻き込んで事故になる行為、命に関わる行為をしていたので、当然それは言葉でいさめて、教育の指導をしなければいけないと、読者にわかればこの事案についての感じ方が違ってくると思います。体罰、暴力はもちろん肯定するものではないのは大前提ですが、報告書を読んで、随分イメージが変わりました。我々はこれを読めるけれども、ほとんどの人は知らないわけで、その辺りは違和感があります。

○委員 この記事に関して、感じ方が違うのだなというのを今回思いました。「そんなことをわざわざ記事にするの？」という人もいれば、「まだ教育現場でそんなことやっているの？」という人がいます。書かれても仕方ないという人もいます。懲戒の範囲の中に、場合によっては手を上げることが許されると思っている先生がまだいるのではと思います。体罰に関する文書には、懲戒行為には体に害を与えるような行為は一切含まれません。これは体罰は含まれないとはっきり書いてあるのですが、その認識が世の中にも教育者にもしっかりできているのだろうか、今回また疑問に思いました。まだ暴力行為、手を触れる、叩くという行為の中には体罰になるものとならないものがあるみたいな意識を持っている方がたくさんいるのではと思います。そこのところをもう一度、先生方にもしっかり話したほうがいいのでは。私の周りにも、教員ではない方々でも、体罰の中には、愛情があれば、人間関係ができていれば、許されると思う方が結構います。もう認められていないということをはっきりしたほうがいいと思います。

○委員 体に触れることと叩くことの区別をきちんとつけないと。叩いたら駄目ということ徹底しなければいけない。それをついつい慣れ親しんだ、親しみを持ってぼんと叩いても駄目だと、その辺のけじめのつけ方をシビアにしないと、こ

うということがずっと起きます。この度も、愛情を持ってしていたのだろう、きつく戒めなければと思い、叩いてしまう。どんな状態であろうが、叩いたら全て駄目だという再認識をしなければいけないと思います。

○教育長 今回の当該の学校だけに終わらせないためには、事案を共有し、校長会でも話し合い、根絶に向かっていくことをその都度やっていく必要があるといったご意見をたくさんいただきましたことを踏まえて十分に考えていきたいと思いません。

○委員 事件が起こったのが18日で、新聞記事では「部活動後に複数の部員に暴行した」と書いてありますが、時間が15時30分となっています。この時間に部活が終わっているのですか。

○事務局 発生は15時15分の部活動前になります。

○委員 これは記事が間違っているのですか。

○教育長 新聞記事の「部活動後」というところが間違った形で示されているということでしょうか。

○事務局 はい、そうです。

○教育長 特に体罰や子供に関わるような教員の不祥事につきましては、粘り強く根絶に向けて対応していきたい。そのときには委員の皆さんのご意見もいただいて適切に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

令和元年10月6日 午後6時16分 教育長会議の閉会を宣告

---